

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 26 日

支出負担行為担当官
四国森林管理局長 竹内 純一

1. 競争に付する事項

- (1) 件 名 令和 7 年度 四国山地緑の回廊等モニタリング調査
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和 8 年 3 月 12 日 (木) まで
- (4) 納入場所 四国森林管理局 計画保全部 計画課

2. 入札の方法

- (1) 本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）を利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。
- (2) 落札額の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税対象者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 07・08・09 年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「調査・研究」に登録され、「四国地域」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 四国森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 平成 27 年度から令和 6 年度において、森林の植生調査及び動物調査の業務を完了した実績を有する者であること。
また、調査の遂行に必要な組織人員を有し、森林・林業、植物・動物に係る博士又は林業技士（林業経営又は森林環境部門）、技術士法に基づく技術士（森林又は環境部門）の資格を有している者を配置できること。

4. 契約条項等を示す場所、入札説明書を交付する場所等

- (1) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和 7 年 5 月 26 日 (月) から令和 7 年 6 月 18 日 (水) まで（システムによる場合は、システムのメンテナンス期間を除く。紙入札方式による場合は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（ただし午前 12 時 00 分から午後 1 時 00 分を除く。行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）

イ 場所

〒780-8528 高知市丸ノ内 1-3-30

四国森林管理局 1 階閲覧室 電話：経理課 088-821-2060

ウ 方法

原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。

四国森林管理局ホームページ

(<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/ippan.html>)

調達ポータル

(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>)

四国森林管理局ホームページの「公売・入札情報」「一般競争入札一覧」及び調達ポータルの「調達情報」(交付を受ける場合、必要事項を正確に入力するとともに「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」と記載されているチェックボックスに必ずチェックを付すこと)

(2) 本公告に対する質問書の受付期間等

ア 受付期間

公告日の翌日より開札日の5日前(令和7年5月27日(火)～令和7年6月13日(金))まで。午前9時00分から午後5時00分まで(ただし午前12時00分から午後1時00分までを除く。「休日」を含まない。)

イ 受付場所

〒780-8528 高知市丸ノ内 1-3-30

四国森林管理局 経理課企画係 電話：経理課 088-821-2060

メールアドレス：shikoku_keiri@maff.go.jp

ウ 提出方法

書面(様式任意)を作成のうえ持参、郵便またはメールにより提出すること。電話による質問は受け付けない。

(3) 質問書に対する回答書の閲覧期間等

ア 閲覧期間

質問書の提出期限日の翌日から起算して2日後までに開始し、開札日の前日の午前9時～午後5時まで。(「休日」を含まない。)

イ 閲覧場所

四国森林管理局ホームページ「公売・入札情報>公告中の案件に関する質問及び回答」にて閲覧する。

(http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html)

5. 競争参加資格の確認等

(1) この一般競争に参加を希望する者は、別記様式1の競争参加資格確認申請書に、本公告3の(3)の資格を有することを証明した書類(「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し)、本公告3の(5)の調査の実績及び体制が整備されていることが証明された書類(本業務に携わる担当者名簿及び資格を含む)を添えて提出すること。

(2) 提出期間

公告日から令和7年6月9日(月)まで(システムによる場合は、システムのメンテナンス期間を除く。紙入札方式による場合は、午前9時00分から午後5時00分まで。(「休日」を含まない。))

(3) 提出先

〒780-8528 高知市丸ノ内 1-3-30

四国森林管理局 経理課企画係 電話：経理課 088-821-2060

メールアドレス：shikoku_keiri@maff.go.jp

(4) 提出方法

システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式により参加する場合は発注者へ事前に連絡の上、代表者又はそれに代わる者が上記(3)の提出先へ持参、郵便等により提出すること。

(5) 上記(2)に規定する期限までに上記(1)の書類を提出しない者又は支出負担行為担当官から競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

6. 入札執行の場所及び日時

(1) 入札執行の場所

高知市丸の内1-3-30 四国森林管理局 6階 会議室

(2) 入札及び開札の日時

入札書は、システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により紙入札により提出する場合は、発注者へ事前に連絡の上、入札書を入札会場へ持参すること。郵便入札も可とするが、郵便入札を行う場合は、令和7年6月18日（水）午後5時00分までに入札書が本公告5（3）の場所に到着するように、書留郵便で提出すること。ただし、再度の入札を実施する場合は引き続き行うため、郵便入札を行った場合は再度の入札には参加できない。

なお、入札日時等に変更がある場合には、変更公告等により変更後の日時を通知する。

ア システムによる場合は、令和7年6月17日（火）午前9時00分から令和7年6月19日（木）午前10時00分までに提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、令和7年6月19日（木）午前10時00分までに提出すること。

ウ 開札は、システムにより、令和7年6月19日（木）午前10時00分に（1）において行う。

7. 入札の無効

(1) 本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）については、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は、無効とする。

8. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

9. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10. 契約書の作成

契約に当たっては、契約書を作成するものとする。

11. システムによる手続き開始後の紙入札への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

12. システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

13. その他

本業務における旅費・交通費の支払いは、令和7年4月1日に施行された「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）」を適用する。

本公告に記載のない事項については、入札説明書等による。

お知らせ

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページの発注者綱紀保持に関するお知らせをご覧ください。

(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html)

2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。